

感染症診査協議会にかかる疾病

		一 類 感 染 症	二 類 感 染 症	三 類 感 染 症	新型インフルエ ンザ等感染症	指 定 感 染 症	新 感 染 症
	根拠法令	法第6条第2項	法第6条第3項	法第6条第4項	法第6条第7項	法第6条第8項	法第6条第9項
	疑 似 症 (法第6条10項)	○	○ (政令で定めるもの)	×	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
	無症状病原体保有者 (法第6条11項)	○	×	×	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
診 査 協 議 会 内 容 (法 第 2 4 条 第 3 項)	就 業 制 限 (法第18条第1項)	○	○	○	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
	入 院 勸 告 (法第20条第1項)	○	○	×	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
	入 院 期 間 延 長 (法第20条第4項)	○	○	×	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
	結核患者の医療 (法第37条の2第1項)	×	○ (結核のみ)	×	×	×	×
	就業制限通知報告 (法第18条第6項) に対する意見表明	○	○	○	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
	入院勧告・措置通知報告 (法第19条第7項) に対する意見表明	○	○	×	○	△ (政令で定めるもの)	○ (政令の定めにより一類と同等)
疾 病 名		エボラ出血熱 クリミア・コンゴ熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱	急性灰白髄炎 結核 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウ イルスであるものに限る) 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロ ナウイルス属MERSCoRNAウイルスで あるものに限る。) 鳥インフルエンザ (病原体がインフル エンザウイルスA属インフルエンザAウ イルスであってその血清型が新型イン フルエンザ等感染症の病原体に変異する おそれが高いものの血清型として政令 で定めるものであるものに限る。第五項 第七号において「特定鳥インフルエン ザ」という。)	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス バラチフス	新型インフルエンザ 再興型インフルエンザ 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症 再興型新型コロナウイルス感染症	既に知られている感染性の疾病 (一類感染症、二類感染症、三 類感染症及び新型インフルエン ザ等感染症を除く。)であっ て、感染症法第三章(感染症に 関する情報の収集及び公表)か ら第七章(新型インフルエンザ 等感染症)までの規定の全部又 は一部を準用しなければ、当該 疾病のまん延により国民の生命 及び健康に重大な影響を与える おそれがあるものとして政令で 定めるもの。	人から人に伝染すると認められる 疾病であって、既知の感染症と症 状等が明らかに異なり、当該感染 疾病に罹患した場合の病状の程度 が重篤であり、かつ、当該疾病の まん延により国民の生命及び健康 に重大な影響を与えるおそれがあ ると認められるもの。

大阪市感染症診査協議会構成図

◎感染症診査協議会（定員12名）：条例第2条	
・一類～三類感染症（感染症法第6条第2項～第4項） ・新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項） ・指定感染症（感染症法第6条第8項）※感染症法第7条により準用された場合 ・新感染症（感染症法第6条第9項）※感染症法第53条で指定された場合	
事務内容	審 議 感染症法第24条第3項第1号
	就業制限（感染症法第18条第1項）
	入院勧告（感染症法第20条第1項）
	入院期間延長（感染症法第20条第4項）
	結核医療費公費負担申請審査（感染症法第37条、37条の2第1・3項）
※	意見表明 感染症法第24条第3項第2号
	就業制限報告（感染症法第18条第6項） 入院勧告・措置に関する報告（感染症法第19条第7項）

※指定感染症及び新感染症に関しては政令の定めによりその内容は変更される。

◎協議会に、部会を置き、事項を分掌させる。 ◎その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。 ◎部会は委員及び専門委員で組織する。：条例第7条	
感染症部会	結核部会
結核以外の一類～三類感染症 新型インフルエンザ等感染症等	結 核
事務内容	審 議 感染症法第24条第3項第1号
	就業制限（感染症法第18条第1項）
	入院勧告（感染症法第20条第1項）
	入院期間延長（感染症法第20条第4項）
	結核医療費公費負担申請審査（感染症法第37条）
※	意見表明 感染症法第24条第3項第2号
	就業制限報告（感染症法第18条第6項） 入院勧告・措置に関する報告（感染症法第19条第7項）
	審 議 感染症法第24条第3項第1号
	結核医療費公費負担申請審査 （感染症法第37条の2第1・3項） ※結核固有

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】（抜粋）

（平成十年十月二日法律第百十四号）

最終改正：令和四年十二月九日法律第九十六号

（就業制限）

第十八条 都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。

2 前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれがなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。

3 前項の規定の適用を受けている者又はその保護者は、都道府県知事に対し、同項の規定の適用を受けている者について、同項の対象者ではなくなったことの確認を求めることができる。

4 都道府県知事は、前項の規定による確認の求めがあったときは、当該請求に係る第二項の規定の適用を受けている者について、同項の規定の適用に係る感染症の患者若しくは無症状病原体保有者でないかどうか、又は同項に規定する期間を経過しているかどうかの確認をしなければならない。

5 都道府県知事は、第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該患者又は無症状病原体保有者の居住地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

6 前項ただし書に規定する場合において、都道府県知事は、速やかに、その通知をした内容について当該協議会に報告しなければならない。

（入院）

第十九条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をする場合には、当該勧告に係る患者又はその保護者に対し適切な説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

4 第一項及び前項の規定に係る入院の期間は、七十二時間を超えてはならない。

5 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、第一項又は第三項の規定により入院している患者を、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

6 第一項又は第三項の規定に係る入院の期間と前項の規定に係る入院の期間とを合算した期間は、七十二時間を超えてはならない。

7 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は第三項の規定による入院の措置をしたときは、遅滞なく、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会に報告しなければならない。

第二十条 都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者であって前条の規定により入院しているものに対し十日以内の期間を定めて特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該入院に係る患者を入院させるべきことを勧告することができる。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、十日以内の期間を定めて、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、十日以内の期間を定めて、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関(同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるもの)に入院させることができる。

3 都道府県知事は、緊急その他やむを得ない理由があるときは、前二項の規定により入院している患者を、前二項の規定により入院したときから起算して十日以内の期間を定めて、当該患者が入院している病院又は診療所以外の病院又は診療所であって当該都道府県知事が適当と認めるものに入院させることができる。

- 4 都道府県知事は、前三項の規定に係る入院の期間の経過後、当該入院に係る患者について入院を継続する必要があると認めるときは、十日以内の期間を定めて、入院の期間を延長することができる。当該延長に係る入院の期間の経過後、これを更に延長しようとするときも、同様とする。
- 5 都道府県知事は、第一項の規定による勧告又は前項の規定による入院の期間を延長しようとするときは、あらかじめ、当該患者が入院している病院又は診療所の所在地を管轄する保健所について置かれた第二十四条第一項に規定する協議会の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、第一項の規定による勧告をしようとする場合には、当該患者又はその保護者に、適切な説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、都道府県知事が指定する職員に対して意見を述べる機会を与えなければならない。この場合においては、当該患者又はその保護者に対し、あらかじめ、意見を述べるべき日時、場所及びその勧告の原因となる事実を通知しなければならない。
- 7 前項の規定による通知を受けた当該患者又はその保護者は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 8 第六項の規定による意見を聴取した者は、聴取書を作成し、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(感染症の診査に関する協議会)

第二十四条 各保健所に感染症の診査に関する協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 前項の規定にかかわらず、二以上の保健所を設置する都道府県において、特に必要があると認めるときは、二以上の保健所について一の協議会を置くことができる。

3 協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県知事の諮問に応じ、第十八条第一項の規定による通知、第二十条第一項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による勧告及び第二十条第四項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による入院の期間の延長並びに第三十七条の二第一項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を審議すること。

二 第十八条第六項及び第十九条第七項(第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による報告に関し、意見を述べること。

4 協議会は、委員三人以上で組織する。

5 委員は、感染症指定医療機関の医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者(感染症指定医療機関の医師を除く。)、法律に関し学識経験を有する者並びに医療及び法律以外の学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。ただし、その過半数は、医師のうちから任命しなければならない。

6 この法律に規定するもののほか、協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

○感染症診査協議会条例

平成 11 年 3 月 17 日

条例第 7 号

大阪市感染症診査協議会条例を公布する。

大阪市感染症診査協議会条例

(設置)

第 1 条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。)第 24 条第 1 項に規定する感染症の診査に関する協議会として、大阪市保健所に大阪市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会に、次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に定める事項を分掌させる。

(1) 感染症部会 法第 6 条第 1 項に規定する感染症(結核を除く。)に関する事項

(2) 結核部会 結核に関する事項

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会の会議は、会長が招集する。

5 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。

6 第4条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会について準用する。

(関係者の出席)

第8条 協議会又は部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(施行の細目)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年5月28日条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成12年4月1日条例第20号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に設置されている大阪市感染症診査協議会は、この条例による改正後の大阪市感染症診査協議会条例第1条に規定する大阪市感染症診査協議会とみなす。

附 則(平成19年2月19日条例第3号)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 大阪市結核診査協議会条例(昭和26年大阪市条例第53号)は、廃止する。

附 則(平成22年2月26日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

○大阪市感染症診査協議会条例施行規則

平成 22 年 2 月 26 日

規則第 8 号

大阪市感染症診査協議会条例施行規則を公布する。

大阪市感染症診査協議会条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市感染症診査協議会条例(平成 11 年大阪市条例第 7 号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第 2 条 大阪市感染症診査協議会(以下「協議会」という。)の庶務は、健康局において処理する。

(委任)

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日規則第 95 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。